

データベース提供者が事後的に提供できる統一仕様（案）

データベース提供者が事後的に提供するデータは、①自動車事故報告規則で規定されたフォーマットと同一の内容、②その他補間事項とする。

自動車事故報告書は、自動車事故報告規則第2条で定められた事故を惹起した場合、30日以内に運輸支局等を通じて国土交通大臣へ提出することが義務づけられている。データベース提供者が当該規則に基づいて報告書を提出している場合、その報告書のコピーを提供すればよく、作業的な手間が省かれる。データベース提供者が記載方法について疑問が生じた場合、最寄りの運輸支局等に問い合わせられることも運用上の利点の一つとして挙げられる。さらに、当該規則で提出されたデータを省内で連携できれば、データ管理者側の入力の手間も省くことができる。

軽傷事故や物損事故については、データベース提供者は新たに当該報告書のフォーマットに基づき記載しなければならない。その際は、当時の状況欄の「死傷事故の場合には死傷者の状態」を「軽傷事故の場合には軽傷者の状態」と読み替える必要がある。

昨年度の報告書で示された素案のうち、自動車事故報告書で網羅できる項目を次に示す。あわせて、自動車運送事業者が比較的容易に補間することが可能と思われる項目を示した。

表 昨年度報告書に示された素案と自動車事故報告規則との対応表

No.	素案	自動車事故報告規則	補間可能な項目
1	対象事故		○
2	事故当事者		○
3	事故種別	○ 損壊の程度	
4	位置情報	○ 発生場所	
5	(道路種別)	○ 道路の種類	
6	(交差点)		○
7	(地形)		○
8	(道路形状)		○
9	(信号機)		○
10	(道路線形)	○ 道路の形態	
11	路面状態	○ 路面の状態	
12	事故類型		○
13	特殊事故	○ 事故の区分	
14	危険認知速度	○ 危険認知時の速度	
15	衝突部位		○
16	損壊程度		○
17	行動類型		
18	通行目的		
19	法令違反		
20	人的要因		
21	道路環境的要因		
22	自車車両の車形	○ 種別	
23	自車車両の車種	○ 事業用／自家用	
24	自車車両の年式	○ 初度登録年	
25	自車車両の走行キロ	○ 乗務開始から事故発生まで乗務距離	
26	相手車両の車形		○
27	相手車両の車種		○
28	運転者情報	○ 年齢、経験年数	

素案の () 項目はデータベース管理者による入力項目

以上より、データベース提供者の自らにより提出可能な補間事項を次のとおりとした。

- ・ドライブレコーダのメーカー名、機種（データ管理先の処理のため）
- ・事故要因 事故類型
- ・自車車両の衝突部位、損壊の程度
- ・ // の人身損傷種部位
- ・相手車両の車型、車種
- ・ // の衝突部位、損壊の程度（多重衝突の場合は、最初に衝突したもの）
- ・ // の人身損傷種部位（ // ）

別記様式（第3条関係）

（表）

自 動 車 事 故 報 告 書			
国土交通大臣		殿	
自動車の使用者の氏名又は名称			
住 所			
電話番号			
年 月 日 提出			
☆発生日時	年 月 日		時 分
天 候	1 晴れ	2 曇	3 雨 4 雪 5 霧 6 その他
☆発生場所	都道 府県	区市 郡	区町 村 番地
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置			☆自動車登録番号 又は車両番号
☆当時の状況			☆路線名 又は 道路名 道 線
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）			
.....			
.....			
.....			
☆当時の処置		
☆事故の原因		
☆再発防止 対 策		
※備 考		

(裏)

事故の 種類	区分	1 転覆	2 転落	3 路外逸脱	4 火災	5 踏切	6 衝突	7 死傷	8 危険物等	9 車内	10 飲酒等	11 健康起因	12 故障違反	13 車両故障	14 交通傷害	15 その他
	☆発生の順															
当 時 の 状 況	☆転落の状態	落差 m							水深 m							
	衝突等の状態	1 正面衝突 4 接触			2 側面衝突 5 物件衝突				3 追突							
当 該 自 動 車 の 概 要	☆車名	☆型式	☆車体の形状				☆初年度登録年又は初度検査年									
	事業用	1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 6 特定貨物				2 貸切旅客 4 特定旅客 ロその他 7 特定第二種										
	自家用	1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送				3 その他										
	種別	1 普通		2 小型			3 その他									
	☆乗車定員	人				☆当時の乗車人員				人						
	☆最大積載量	kg				☆当時の積載量				kg						
	許可等の 必要性	制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和				1有 2無				1有 2無						
	許可等の 取得状況	制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和				1有 2無				1有 2無						
	貨物の内容	1 土砂等 4 生コンクリート 7 原木、製材		2 長大物品等 5 危険物等 8 引越			3 コンテナ 6 冷凍、冷蔵品 9 その他									
	積載危険物等	運搬の有無		1有 2無		種類		1 危険物 4 核		2 火薬類 5 R 1		3 高圧ガス 6 毒劇物		7 可燃物		
道 路 等 の 状 況	種類	1 道路 (イ高速自動車国道 ハその他)				2 その他の場所										
	☆道路の幅員	m														
	こう配	1 平たん		2 上り			3 下り									
	道路の形態	1 直線 4 交差		2 右曲り 5 つづら折			3 左曲り									
	路面の状態	1 乾		2 湿			3 積雪		4 氷結							
	警戒標識の設置	1有 2無		☆当該道路の制限速度		km/h										
	路切の状態	1 遮断機付き 3 その他				2 警報機付き										
	☆当時の運行計画	(発地・経由地・着地)														
	☆営業所及び運行等の状況	☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等 (貸切旅客のみ)				安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)				1有 2無						
	運 送 者 の 概 要	☆運送形態	1 下請運送				2 その他									
☆荷送人の氏名又は名称及び住所																
☆荷受人の氏名又は名称及び住所																
☆氏名																
☆年齢		才														
☆経年数		年 月														
本務・臨時の別		1 本務		2 臨時												
自動車運転を職業とする者については勤務状況		☆事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数		日												
☆最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び業務距離の合計		勤務日数		日												
業務距離		km		km												
運 送 者 の 概 要	損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷										
	シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備										
	☆交替運転者の配置	1有 2無 (交替後の業務時間及び業務距離)		時間		km										
	☆過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数)		(最近の事故年月日)		年 月 日										
	☆過去3年間の道路交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数)		(最近の違反年月日)		年 月 日										
	☆過去3年間の適性診断の受診状況	1有 2無 (最近の受診年月日)		(適性診断受診場所)		年 月 日										
	☆最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日)		年 月 日												
	本務・臨時の別	1 本務		2 臨時												
	損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷										
	シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非装備										
☆運行管理者	氏名		運行管理者		統括運行管理者											
☆運行管理者資格者証番号																
☆損害の程度	◆死亡	人 (うち乗客)		人												
	◆重傷	人 (うち乗客)		人												
	軽傷	人 (うち乗客)		人												
☆事業者番号																
☆再発防止対策																

参考 自動車事故報告規則で規定されている事故

(定義)

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号 又は第三号 に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四 十人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
イ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物
ロ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項 に規定する火薬類
ハ 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条 に規定する高压ガス
ニ 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号 に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項 に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）別表第二に掲げる毒物又は劇物
ト 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十七条第一項第三号 に規定する品名の可燃物
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号 に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項 の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第六十四条 の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項 から第九項 までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第一百七条の二第三号 の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの
- 九 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 十 救護義務違反（道路交通法第一百七条 の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの
- 十一 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条 各号 に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
- 十二 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- 十三 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条 第一項 に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 十四 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項 に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四 に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

ドライブレコーダデータベース登録補間シート

1. ドライブレコーダに関する事項

当該車両に装着されているドライブレコーダのメーカー名

当該車両に装着されているドライブレコーダの機種名

2. 当該事故の概要 (該当する項目1つに○を付けて下さい。)

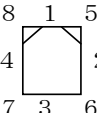
対象事故 01. 人身 02. 物損
 当事者 01. 第1当事者 02. 第2当事者

3. 当該事故の類型 (該当する項目1つに○を付けて下さい。)

人対車両	01. 対面通行中	02. 背面通行中	03. 横断歩道横断中
	04. 横断歩道付近横断中	05. 横断歩道橋付近横断中	06. その他横断中
	07. 路上遊戯中	08. 路上作業中	09. 路上停止中
	10. その他		
車両相互	11. 正面衝突	12. 追突進行中	13. 追突その他
	14. 出会い頭	15. 追抜追越	16. すれ違い
	17. 左折	18. 右折時右折直進時	19. 右折時その他
	20. その他		
車両単独	21. 工作物(電柱)衝突	22. 工作物(標識)衝突	23. 工作物(分離帯、安全島)衝突
	24. 工作物(防護柵等)衝突	25. 工作物(家屋、塀)衝突	26. 工作物(橋梁、橋脚)衝突
	27. 工作物(その他)衝突	28. 駐車車両(運転者不在)衝突	29. 路外逸脱(転落)
	30. 路外逸脱(その他)	31. 転倒	32. その他

4. 自車車両の衝突部位、損壊の程度

(該当する項目1つに○を付けて下さい。多重衝突の場合は最初に衝突した部位を選択して下さい。)

衝突部位		※1前面 2右側面 3後面 4左側面 5右前面 6右後面 7左後面 8左前面	損壊の程度	01. 大破 02. 中破 03. 小破 04. 損壊なし
------	---	--	-------	----------------------------------

5. 自車車両の人身損傷種部位 (該当する項目1つに○を付けて下さい。)

損傷あり	01. 全損	02. 頭部	03. 顔部	04. 頸部	05. 胸部	06. 腹部
	07. 背部	08. 腰部	09. 腕部	10. 脚部	11. 窒息・溺死等	
損傷なし	12. 損傷なし					
対象外当事者	13. 対象外当事者					

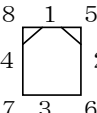
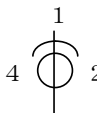
【事故類型が「車両相互」の場合のみ】

6. 相手車両の車型、車種 (該当する項目1つに○を付けて下さい。)

車種	01. 家用バス	02. 事業用バス	03. ハイヤー・タクシー	04. 家用トラック
	05. 事業用トラック	06. 自家用車	07. 二輪車等	
車型	01. 普通	02. 小型	03. その他	

7. 相手車両の衝突部位、損壊の程度

(該当する項目1つに○を付けて下さい。多重衝突の場合は最初に衝突した部位を選択して下さい。)

衝突部位		※自動車等 1前面 2右側面 3後面 4左側面 5右前面 6右後面 7左後面 8左前面		※二輪車等 1前面 2右側面 3後面 4左側面
------	---	--	---	-------------------------------

損壊の程度 01. 大破 02. 中破 03. 小破 04. 損壊なし

8. 相手車両の人身損傷種部位 (該当する項目1つに○を付けて下さい。)

損傷あり	01. 全損	02. 頭部	03. 顔部	04. 頸部	05. 胸部	06. 腹部
	07. 背部	08. 腰部	09. 腕部	10. 脚部	11. 窒息・溺死等	
損傷なし	12. 損傷なし					
対象外当事者	13. 対象外当事者					